

議第 29 号 呉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）の一部改正（平成 27 年総務省令第 93 号による改正）により、同令の施行後 10 年以上が経過し、当初想定していなかった設備及び器具の流通を踏まえた対応を図るため、当該設備及び器具に係る離隔距離（可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離をいいます。以下同じ。）に関する規定が整備されたことに伴い、呉市火災予防条例についても同様の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

火気設備及び器具に係る離隔距離を規定する別表第 3 の対象機器にガスグリドル付こんろを追加するほか、対象機器とする電磁誘導加熱式調理器（いわゆる IH 調理器）の最大入力値を引き上げるなどの改正をします。

(1) ガスグリドル付こんろの追加

近年、家庭用ガスこんろの下部に、ガスグリル（直火によって、主として放射熱で調理する機器（いわゆる魚焼き器））ではなく、ガスグリドル（直火で加熱したプレートによって、主として伝導熱で調理する機器）を備えた機器が市場に流通するようになったことを踏まえ、当該機器に係る離隔距離を規定します。

なお、当該機器に係る離隔距離については、こんろ及びグリル付こんろに係る離隔距離と同距離とします。

(2) 電磁誘導加熱式調理器の最大入力値の引上げ

入力値が 5.8 kW である電磁誘導加熱式調理器が主流となってきたことを踏まえ、対象とする電磁誘導加熱式調理器について、こんろ部分の全てが電磁誘導加熱式調理器である場合に限り、最大入力値を 4.8 kW から 5.8 kW に引き上げます。

なお、最大入力値が 5.8 kW 以下の当該機器に係る離隔距離については、最大入力値が 4.8 kW 以下の当該機器に係る従来の離隔距離と同距離とします。

(3) 規定の表現の整理等

機器の表記のほか、設備又は器具の形態及び機種についての組合せの整理等を行います。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日